

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>技能講習を指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）第2条に掲げる散弾銃射撃場、又はライフル射撃場として公安委員会が指定した岐阜県内の全ての教習射撃場に委託する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情の説明</p> <p>「技能講習」は、岐阜県公安委員会がその管轄区域内に住所を有する者で、現に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて所持している者全てに対して行うものである。</p> <p>県内全ての指定教習射撃場において、猟銃等を所持している者が技能講習を受講できるようにし、県民の利便性を確保する。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>委託予定先の「関国際射撃場」「揖斐教習射撃場」「土岐市総合射撃場」「美女高原射撃場」は岐阜県公安委員会が指定する教習射撃場であり、法第9条の4に規定する管理者・指導員を確保し、かつ、技能講習を実施するのに必要な設備、能力等を有している。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。